

# 埴町雨水貯留施設設置補助金交付制度の概要

埴町では、屋根に降った雨水を雨どいから水を集めて、雨水貯留施設に溜めることにより、雨水の流出抑制と水資源の有効利用を図ることを目的として、各家庭などに雨水貯留施設を設置しようとする方を対象に、埴町雨水貯留施設設置補助金交付要綱に基づき、設置に要する経費の一部を補助します。

## 1 趣旨

町内における雨水の流出抑制及び水資源の有効活用を図るため、住宅等の敷地に雨水貯留施設の設置を行う方に対して、当該年度の予算の範囲内で補助金を交付します。

## 2 補助金交付の注意事項

- 交付決定前に購入、設置した場合は補助を受けることができませんので、必ず交付決定後に購入、設置をお願いします。
- 本年度の申請の締め切りは12月18日（金）となります。  
なお、申請金額が当該年度の予算額に達した場合は、年度の途中でも受付けを終了する場合があります。
- 完了報告書の提出期限は当該年度の3月12日（金）までとなります。工事完了が3月12日（金）以降となる場合は事前にご相談ください。

## 3 申請受付期間

受付開始：令和8年6月29日（月）

受付終了：令和8年12月18日（金）

※当該年度の予算に達し次第、受付終了となります。

## 4 申請方法

埴町生活環境課窓口

申請様式は、生活環境課窓口又は埴町ホームページからダウンロードできます。

埴町ホームページ：<https://www.town.hanawa.fukushima.jp>

## 5 補助対象者

設置する雨水貯留施設の維持管理を行う以下の方

- ・ 埜町内に土地又は建築物を所有している方
- ・ 雨どいのある住宅や事務所、店舗、その他建物に設置する方
- ・ 申請年度の3月12日（金）までに設置が完了し完了報告書を提出できる方
- ・ 交付決定前に製品購入及び設置工事に着手していない方

## 6 補助対象施設

### 雨水貯留施設

屋根からの雨水を貯留して利用するための雨水貯留槽で、貯留容量合計 200 リットル以上の容量を備えた施設。

蓋等で密閉され、水栓を備えた構造のものであり、既製品であること



## 7 補助金額

雨水貯留施設の購入費及び設置工事費の額の 2/3（1,000 円未満切り捨て）

限度額は 50,000 円です。

## 【補助金交付までの流れ】

### 1 補助金交付申請

交付申請書は、必ず申請者本人が記入し、その他必要書類と併せて生活環境課窓口にて申請をお願いします。

なお、交付申請は、必ず購入前、設置工事着工前に行ってください。

#### 必要書類

1. 雨水貯留施設設置補助金交付申請書（第1号様式）
2. 建物所有者を確認できる書類
3. 設置前の写真
4. 補助対象経費の概算を確認できる書類  
（見積書又はカタログ等）
5. 建物所有者の同意書  
（申請者と建物所有者が異なる場合）
6. その他町長が必要と認める書類  
（納税に係る確認のための同意書）

### 2 交付決定通知

申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定します。交付が決定された方には、2週間程度で町から交付決定通知書を送付します。

交付決定通知後に交付決定を受けた内容を変更又は中止したい場合は、補助金交付変更（中止）申請書を生活環境課へ提出してください。

### 3 完了報告書

交付決定を受けた方は、対象施設の設置が完了したら、速やかに実績報告書及び必要な書類を生活環境課へ提出してください。

※実績報告書一式を提出されないと、補助金が交付できませんのでご注意ください。

※設置完了日の都合により、提出期限に間に合わない場合は事前にご相談ください。

#### 必要書類

1. 雨水貯留施設設置補助金実績報告書（第6号様式）
2. 設置した雨水貯留施設の領収書の写し（明細含む。）
3. 設置後の写真

## 4 補助金交付確定

雨水貯留施設設置補助金実績報告書の内容を審査し、補助金の交付額を確定します。交付額を確定された方には、町から交付額確定通知書を送付します。

## 5 補助金交付請求書

交付額確定通知書により交付額が確定したら、交付額確定通知書と併せて指定の請求書を町から送付しますので、請求書を速やかに生活環境課へ提出してください。

## 6 補助金交付

請求書の提出の後、町から申請者へ口座振込にて補助金を支払います。

## 問合せ・申請先

〒963-5405 埴町大字埴字大町三丁目 21 番地  
埴町役場生活環境課（埴町防災センター 1 階）  
TEL：0247-43-2148 FAX：0247-43-2424

# 申請の流れ

**【役場で】**  
申請前に必ず連絡・確認を！  
制度・補助金等の説明  
設置についての相談  
申請書類の配布

## 【申請者が】

申請書類の提出

1. 雨水貯留施設設置補助金交付申請書
2. 建物所有者を確認できる書類
3. 設置前の写真
4. 補助対象経費の概算を確認できる書類  
(見積書又はカタログ等)
5. 建物所有者の同意書  
(申請者と建物所有者が異なる場合)
6. その他町長が必要と認める書類  
(納税に係る確認のための同意書)

**【役場で】**  
交付決定

交付決定通知書  
町から通知

## 【申請者が】

雨水貯留槽等の購入・設置 実績報告書の作成・提出  
必ず交付決定後に購入してください。

**【役場で】**  
実績報告受付・検査

交付額確定

交付額確定通知書  
町から通知

## 【申請者が】

実績報告書等の提出

1. 雨水貯留施設設置補助金実績報告書
2. 設置した雨水貯留施設の領収書の写し  
(明細含む)
3. 設置後の写真

**【役場で】**

補助金交付  
振り込み

## 【申請者が】

請求書の提出

1. 請求書の作成・提出